尚絅学院大学
教職課程の運営に関わる組織体制図

関連法令等

・教育職員免許法
・教育職員免許法施行規則
・教職課程認定基準
・教育公務員特例法、等

・宮城県教員育成指標
・仙台市教員育成指標

【教職課程専門委員会】

（構成員）
（1）学長
（2）副学長（教学担当）
（3）教務部長
（4）教職課程センター長
（5）教職課程センター副センター長
（6）教職課程設置学類長
（7）大学事務部長
（8）教務課長
（9）その他委員長が必要と認めた者
（所掌事項）
（1） 教員養成の理念及び基本方針に関する事項
（2） 教員養成に関する構想及び中期目標・中期計画に関する事項
（3） その他本学の教職課程並びに教員養成の充実に必要な重要事項

*教職課程専門委員会は、学長のもと、本学における教員養成の理念及び基本方針等、教職課程の在り方を全学的に検討し、本学における教員養成の充実を図る。また、必要に応じて所掌事項に関連する案件について、教職課程センター及び教務部委員会に指示する。

諸規程等

・尚絅学院大学教職課程専門委員会規程（2022年4月1日改正）
・尚絅学院大学教職課程センター規程（2022年4月1日改正）
・尚絅学院大学における教員養成の基本方針（2019年4月1日改正）
・尚絅学院大学が育成を目ざす『教師像』（2023年4月1日）
・教育実習の履修要件（2023年11月6日教職課程専門委員会決定）
・尚絅学院大学教育実習車両通勤内規（2014年4月1日施行）
・教員採用候補者選考に伴う大学推薦に関する申し合せ（2022年4月1日改正）
・教職課程履修ガイド
・教職養成の状況についての情報の公表（教育職員免許法施行規則第22条の6による規定）
・教職課程の全学的な組織体制の整備及び自己点検・評価（教育職員免許法施行規則第22条の7、8による規定）

【教職課程設置学類】

（1）人文社会学類
（2）子ども学類
（3）学校教育学類
（4）健康栄養学類

*各学類長及び学類センター員を中心に自学類の教職課程の運営を図る。特に、「教育理念・学修目標」「教育課程の編成・実施」「学修成果の把握・可視化」「教職指導」等について自己点検・評価を行ない、教職課程の質の向上を図る。

*各学類の教職課程の運営に際しては必要に応じてセンターと連携し協働する。

【教職課程センター】

（構成員）
（1）センター長（センターの業務を掌理する）
（2）副センター長（センター長を補佐する）
（3）センター員（センターの業務を処理する）
　1）教職課程設置学類の教職課程担当教員若干名
　2）教職課程部門教員若干名
　3）教務課職員若干名
　4）進路就職課職員1名
（業務）
（1）（養成）教職指導（教育実習、介護等体験及び学校ボランティア等を含む。）に関すること
（2）（採用）教員就職支援に関すること
（3）（研修）教育委員会、諸連絡協議会及び諸学校等の関係機関との連携協力に関すること
（4）（その他）センターの目的達成に必要な事業

*センターは、本学の教員養成の理念及び基本方針に基づき、教職課程の改善及び充実を図り、学生が教員としての資質能力を主体的に形成していくことができるように支援する。

*業務に関わるセンター員の分掌は「センター事業計画」を踏まえた「センター分掌」による。

*センター運営に関して必要な協議はセンター運営会議によって執り行う。また必要に応じてセンター員に周知する。

【外部関係機関】

（1）宮城県教育委員会
（2）名取市教育委員会
（3）亘理町教育委員会
（4）山元町教育委員会
（5）近隣・沿岸市町村教育委員会
（6）近隣小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
（7）宮城県教職員育成協議会・仙台市教員育成協議会
（8）全国私立大学教職課程協会・東北地区私立大学教職課程研究連絡協議会
（9）在仙大学教育実習等連絡協議会
（10）在仙大学栄養教諭免許状更新講習に係る委員会
（11）教職大学院を有する他大学
（12）教員養成系他大学

（*）宮城県私立幼稚園連合会

自己点検・評価

（1）教職課程の全学的な組織体制の整備
　*認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて教員養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整える。
（2）教職課程の自己点検・評価
　*各認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表する。
（関係部署）
　1）総務課　2）教務課　3）教職課程設置学類　4）教職課程センター